




いま、あやの／作
「B」出版

ほくは、ふと目にしたウサギのあとを追いかけて、荒れ地にやってきた。そこでは、ウサギたちが、どんぐりを地面に埋めていて…。繊細な絵で紡ぐ、いのちの物語。

①  石はなにからできている? (岩崎書店)

②  石はなにからできている? (岩崎書店)

武田 晋一／写真
西村 寿雄／文
及川 賢治／絵
東 直子／作
福音館書店

展示コーナー

- 一般向き 偉人について学ぶ
- 児童向き クリスマス

時事コーナー

年末年始お助け本

12-1月の作家展示

広島小説

なつかしの流行歌～
国立国会図書館歴史的音源を聴く




Bookmark
—としゃかんだより—

市立図書館ホームページアドレス
http://www.tosho.otake.hiroshima.jp
携帯アドレス
http://www.tosho.otake.hiroshima.jp/mobile
問い合わせ ☎5338 ☎58005

12月 (DECEMBER)

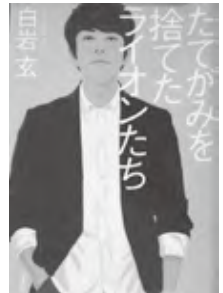
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

■白字は図書館の休館日です。
○はおはなし会の日です。

イベント紹介

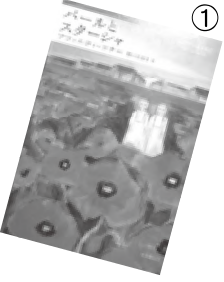
- おひざにだっこのおはなし会**
とき 12月14日(金) 10時30分～
ところ 図書館2階 ギャラリー3
対象 赤ちゃん向き
- 親子で楽しむおはなし会**
とき 12月14日(金) 11時～
ところ 図書館2階 ギャラリー1
対象 1歳から
- おはなし会スペシャル～クリスマス会～**
とき 12月15日(土) 11時～
ところ 図書館2階 ギャラリー1
対象 幼児・小学生

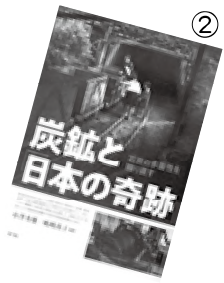
親子で楽しむおはなし会

「たてがみを捨てたライオンたち」
白岩 玄／著
(集英社)

家事は得意だけど専業主夫にはなりたくない。女性にモテないけど男としては見られたい。強くありたいから弱音を吐けない。今の時代に男らしさって必要？ 男のプライドの新しいかたちを探る物語。

①  「パールとスターシャ」
アフィーティ・コナー／著
野口 百合子／訳
(東京創元社)

②  「炭鉱と日本の奇跡」
石炭の多面性を掘り直す
中澤 秀雄・堀川 恵子／編著
(書局)

- 本の福袋 はじめの一行**
図書館員が選んだ本を一冊ずつ、中身がわからないように包んで貸し出します。ヒントは、包みの上書いている「本の最初の一行」。何が入っているかは開けてのお楽しみ。
とき 12月15日(土)～平成31年1月6日(日)
- クリスマスのおはなし会**
とき 12月21日(金) 14時～15時
ところ 図書館2階 ギャラリー1
対象 幼児・小学生
語り手 おはなし会サークルにじいるのたね

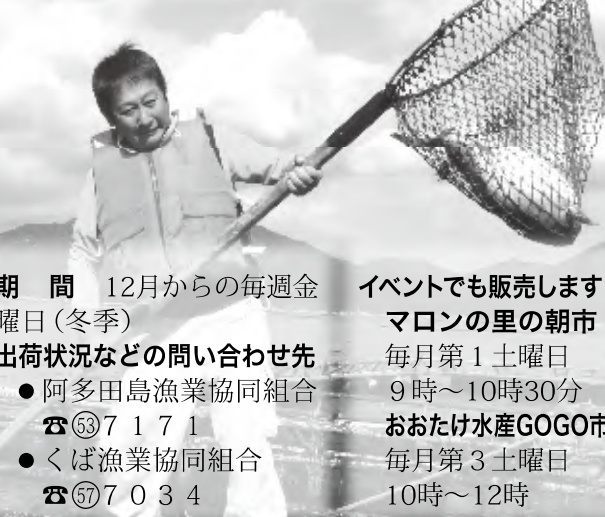
秋のおはなし会スペシャル～
子ども司書さん登場!



あたたハマチtoレモン
出荷開始

問い合わせ 産業振興課 ☎2130

『ハマ金』解禁！
大竹市の冬の味覚、あたたハマチtoレモンの出荷が今年も始まります。ハマチの金曜日こと『ハマ金』を今年も行います。12月から毎週金曜日(冬季、気象条件により出荷期間が変動します)、市内の魚屋や飲食店で提供されます。あたたハマチtoレモンの幟が目印です。



期間 12月からの毎週金曜日(冬季)
出荷状況などの問い合わせ先
●阿多田島漁業協同組合 ☎7171
●くば漁業協同組合 ☎7034

イベントでも販売します!
マロンの里の朝市 毎月第1土曜日 9時～10時30分
おおたけ水産GOGO市 毎月第3土曜日 10時～12時

私たちの社会には、さまざまな人が暮らしています。そして、誰もが同じように生活する権利を持っています。しかし、障害のある人は、差別や障壁によって権利利益が侵害されることがあります。

平成28年4月1日に「障害者差別解消法」が制定されました。この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が障害の有無で分け隔てられず、人格と個性を尊重し合い共生する社会を目指すためのものです。

法律では、行政機関や民間事業者などによる「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になると定めています。

不当な差別的取り扱いとは
例えば、障害があるという理由だけで「スポーツクラブに入れない」、「アパートを貸してもらえない」、「お店に入れない」など、障害のない人と違う扱いを受けた場合が考えられます。ただし、事業者などの過重な負担となる場合などは、「不当な差別的取り扱い」にならないこともあります。

- 合理的配慮とは**
「聴覚障害者に声だけで話す」、「視覚障害者に書類を渡すだけで読みあげない」などです。障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、障害者には伝えていないこととなります。障害者が困っているときに、障害に合った工夫を相手にしてもらおうことです。
- 障害者差別解消法Q&A**
- Q** 日常生活の中で個人的に障害者と接する場合も、対象になるのですか。
A この法律では、一般の方が個人的な関係で障害者と接するような場合は、対象ではありません。
 - Q** 雇用における障害者に対する差別も、対象になるのですか。
A 雇用分野の差別は、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法によります。

元町コミサロまつり

問い合わせ 大竹市シルバー人材センター ☎6100

- とき 12月8日(出) 9時～15時(飲食関係は14時まで)
- ところ コミュニティサロン元町
※ 無料駐車場は元町公園ですが、台数に限りがあります。
- 内容
○写真入りオリジナルカレンダー(平成31年)の無料作成
○そば打ち名人による本格手打ちそば
○地元産野菜の即売コーナー
○もぶりむすび、ばら寿司、焼き鳥の販売
○会員手づくり品の展示即売コーナー
○会員リフォーム作品の展示即売
- 来場者プレゼント
○カブトムシの幼虫(子ども限定先着100人)
○会員手づくりの作品



障害者差別解消法

福祉のこころ No.076 問い合わせ 福祉課 ☎2146

